

高校生用学校検尿対策指針

愛媛県医師会学校検尿対策委員会

愛媛県下で実施されている高校の学校検尿について、その実施方法や、実施後の情報の活用に大きな地域差が見られるため、愛媛県全体で凡その指針を作成し、最低限実施していただきたい内容を記載することとした。

- 1) 学校検尿は原則二次検尿まで実施し、精査の必要な生徒を絞り込んで、医療機関受診を勧める。
 - (1) 学校検尿は、学校で一次検尿と二次検尿を行う
 - (2) 二次検尿で異常を指摘された生徒は、医療機関を受診して、三次検査を受ける。
 - (3) 医療機関は必要に応じて腎臓、もしくは糖尿病専門医に紹介する。

- 2) 専門医に紹介する基準；
 - ① 下記の蛋白尿が持続する場合
 - (ア) 早朝第1尿で尿蛋白/尿Crが 0.15 g/g Cr～0.4 g/g Cr (尿蛋白定性で1+) が6か月以上継続する場合
 - (イ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿Crが 0.5 g/g Cr～0.9 g/g Cr (尿蛋白定性で2+) が3か月以上継続する場合
 - (ウ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿Crが 1.0 g/g Cr～1.9 g/g Cr (尿蛋白定性で3+) が1か月以上継続する場合
 - (エ) 早朝第1尿で尿蛋白/尿Crが 2.0 g/g Cr以上
この場合は早急に専門医に紹介すること
 - ② 肉眼的血尿
 - ③ 低蛋白血症 (低アルブミン血症 3.0 g/dl以下)
 - ④ 低補体血症
 - ⑤ 高血圧、浮腫、腎機能障害の存在
 - ⑥ 糖尿病の疑い

- 3) 学校生活指導管理表は暫定診断名、安静度を記載し、速やかに学校に提出するよう指示する。

- 4) 緊急受診の条件は以下に示す。これのいずれか一つでも満たす場合は緊急受診が必要と判断し、検査会社から直接学校に連絡し、学校から保護者に早急な受診を勧める。
 - (1) 尿蛋白 (3+) 以上
 - (2) 尿糖 (3+) 以上
 - (3) 肉眼的血尿；用紙に患児自身で記入する
 - (4) 尿潜血 (3+) かつ尿蛋白 (2+) 以上